

宮城県行政評価委員会  
政策評価部会（令和元年度第1回）

日 時：令和元年5月21日（火曜日）

午後1時から午後2時10分まで

場 所：行政庁舎9階 第1会議室

令和元年度第1回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：令和元年5月21日（火）午後1時から午後2時10分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

出席委員：佐藤 健 委員 佐々木 恵子 委員 青木 俊明 委員  
稲葉 雅子 委員 内田 美穂 委員 舘田 あゆみ 委員  
梨本 雄太郎 委員 西川 正純 委員 寶澤 篤 委員

司会 ただいまから、「宮城県行政評価委員会令和元年度第1回政策評価部会」を開催いたします。  
開会に当たりまして、宮城県震災復興・企画部長の後藤康宏より御挨拶を申し上げます。

後藤震災復興・企画部長 改めまして、震災復興・企画部長の後藤でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
本日は、大変お忙しい中、宮城県行政評価委員会政策評価部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。  
さて、本県の行政評価は、「行政活動の評価に関する条例」に基づき行われているところですが、政策評価部会においては、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」に基づく取組について、毎年、県の自己評価に対する御意見をいただいております。  
東日本大震災の発生から8年余りが経過し、今年度は「震災復興計画」「発展期」の2年目となります。県では復旧・復興に向け、遅れが見られる分野について、一層のスピードアップを図るとともに、新しい生活の場におけるコミュニティの再構築や、復興需要後を見据えた地域経済の再生等といった、復興の進展に伴い新たに生じた様々な課題に取り組んでおりますが、行政評価を通じて、復旧・復興に向けた取組の成果を検証しつつ、「創造的な復興」の総仕上げへの道筋を確かなものにしていきたいと考えております。  
委員の皆様には、政策評価・施策評価の御審議等を通じまして、引き続き御指導・御助言を賜りますようお願いいたします。  
限られた期間の中で御審議いただくこととなり、委員の皆様には大変な御負担かと存じますが、どうぞよろしく願いいたします。  
簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

司会 続きまして、本日お集まりの委員の皆様及び県の職員を紹介させていただきます。お配りしている資料の次第の裏面でございます、出席者名簿の順に御紹介をさせていただきます。

はじめに、部会長をお願いしております、佐藤健委員でございます。

佐藤部会長 皆さん、今年度もよろしく願いいたします。

司会 副部長をお願いしております，佐々木恵子委員でございます。

佐々木副部長 佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

司会 続きまして，青木俊明委員でございます。

青木委員 青木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

司会 稲葉雅子委員でございます。

稲葉委員 稲葉でございます。よろしく願いいたします。

司会 内田美穂委員でございます。

内田委員 内田と申します。今年度もよろしく願いします。

司会 舘田あゆみ委員でございます。

舘田委員 舘田と申します。よろしく願いいたします。

司会 梨本雄太郎委員でございます。

梨本委員 梨本です。よろしく願いいたします。

司会 西川正純委員でございます。

西川委員 西川です。どうぞよろしく願いします。

司会 寶澤篤委員でございます。

寶澤委員 おはようございます。どうぞよろしく願いします。

司会 続きまして，県職員の紹介をさせていただきます。  
ただいま御挨拶を申し上げました，震災復興・企画部長の後藤康宏でございます。

後藤震災復興・企画部長 お世話になります。よろしく願いいたします。

司会 震災復興・企画部参事兼震災復興政策課長の志賀慎治でございます。

志賀震災復興政策課長 どうぞよろしく願いいたします。

司会 震災復興政策課企画・評価専門監の寺嶋智でございます。

寺嶋企画・評価専門監 昨年度に引き続き今年度もよろしく申し上げます。

司会 最後に、わたくし、本日の司会を務めさせていただきます、三浦葉子と申します。

なお、後藤部長及び志賀課長は他の公務のため、これにて退席させていただきます。

続きまして、定足数の報告をさせていただきます。

本日は、佐藤部会長をはじめ、9名の委員に御出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、佐藤部会長に議長をお願いいたします。

佐藤部会長 改めまして、部会長2年目のまだまだ新米ですけれども、今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

部長のお話にもありましたように毎年ということで、この部会の季節となりまして、ただ安心しておりますのは委員の皆様が継続されていらっしゃるし、ベテランの委員の皆様も多数いらっしゃるのです、2年目の部会長をぜひ助けていただきまして、今年度も御協力と御支援をいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず議事録署名委員の指名ですけれども、今年度は昨年度に引き続きまして名簿の順ですと梨本委員と西川委員のお二人の順番のようすけれども、よろしいでしょうか。はい、それでは梨本委員、西川委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、会議の公開についてですけれども、行政評価委員会の運営規程第5条の規定により当会議は公開とされておりますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、早速議事のほうに入らせていただきまして、議事の(1)ですね、令和元年度政策評価・施策評価について入らせていただきます。

まず資料1を御覧ください。

令和元年度の政策評価・施策評価につきましては、資料1のとおり知事から行政評価委員会への諮問がなされております。この諮問を受けまして行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条という規定がございますが、この部会におきまして調査・審議を行うこととなっております、本日皆様にお集まりいただいているところでございます。

それでは、今年度の政策評価・施策評価の状況につきまして、事務局から説明のほうをお願いしたいと思います。

寺嶋企画・評価専門監 それでは、県の評価原案の状況を御説明いたします。

資料の2を御覧ください。

政策評価・施策評価の趣旨等について昨年度から変更がございませんので、簡単に説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

政策評価・施策評価の趣旨についてですが、本県では行政活動の評価に関する条例に基づきまして政策評価・施策評価を実施しており、こちらの書面は平成30年度の政策・施策及び施策を構成する事業を対象に、県の評価原案の内容を説明するために作成したものでございます。

次に、評価を行う目的についてですが、丸印でお示ししている3項目、政策決定に必要な情報提供、質の高い行政、県民への説明責任が評価の目的となっております。

また、(2)においては、先ほど御説明いたしました将来ビジョン、震災復興計画、将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の策定経過等について説明してございます。

続きまして、2ページをお開きください。

中ほどの図に政策・施策体系のイメージをピラミッドで示してございます。まず一番上の記載の政策推進の基本方向ですが、こちらは富県宮城の実現など「宮城の将来ビジョン」で定める3つの政策推進の方向をあらわしてございます。その下に宮城の将来ビジョン、震災復興計画、それぞれについて、政策・施策及びそれを構成する事業が示されておりますが、それぞれは目的と手段の関係となっております。

下から順に申し上げますと、施策という目的を実現する手段として事業がございまして、その施策を手段とし、政策という目的を実現していくことが政策推進の基本方向の実現につながるというイメージだと御理解ください。

次に3ページの中ほどの表を御覧ください。

政策評価・施策評価の評価対象、評価項目、評価基準についてまとめております。評価の基準ですが、向かって右側の施策評価では、目標指標等の達成状況や県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果を勘案しながら評価をすることとなっております。

また、向かって左側の政策評価につきましては、施策の成果を基準とし評価することとなっております。

次に、4ページをお開きください。

評価の流れをフロー図で示してございます。本日の会議はフロー図の4番に当たりますが、それと並行しまして2番及び5番にありますとおり、基本票及び要旨を公表するとともにパブリックコメントについても進めさせていただいております。なお、評価の基準や評価の流れについては議事の(2)において、改めて御説明いたします。

次に、5ページを御覧ください。

各部局で作成しました今年度の政策評価・施策評価の評価状況でございます。政策・施策とも「順調」から「遅れている」までの4つの区分により評価をしています。その意味合いについては、政策については5ページの枠、施策については6ページの枠内をご参照ください。

将来ビジョン及びビジョン実施計画の体系における政策評価の状況について説

明します。5 ページの下の表を御覧ください。

「順調」と評価した政策はゼロ、「概ね順調」とした政策は 11、「やや遅れている」と評価した政策は 3 つ、「遅れている」と評価した政策はゼロとなっております。個々の政策・施策ごとの評価の一覧は後ほど御覧いただけますが、参考までに「やや遅れている」と評価した政策は 6 ページの参考 1 のところに記載のとおり「子供を生み育てやすい環境づくり」など、合わせて 3 政策となっております。

次に、施策評価の状況ですが、7 ページの上の表を御覧ください。

「順調」とした施策 1 つ、「概ね順調」とした施策 24、「やや遅れている」とした施策は 8 つ、「遅れている」とした評価はゼロとなっております。なお、「順調」と評価した施策は参考の 2 にありますとおり「安全で安心なまちづくり」の 1 施策、「やや遅れている」と評価した施策は参考の 3 に記載のとおり「地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保」など、合わせて 8 施策となっております。

続きまして 8 ページを御覧ください。

8 ページからは震災復興計画及び震災復興計画実施計画の体系における評価の状況でございます。

まず、政策評価の状況ですと、表にございますとおり「順調」とした政策はゼロ、「概ね順調」とした政策は 7 つ、「やや遅れている」「遅れている」とした政策はともにゼロとなっております。

次に施策評価の状況ですが、9 ページの上の表を御覧ください。

「順調」とした施策は 2 つ、「概ね順調」とした施策は 19、「やや遅れている」とした施策は 2 つ、「遅れている」とした施策はゼロとなっております。なお、「順調」と評価した施策は参考の 4 に記載のとおり「安心できる地域医療の確保」など合わせて 2 施策、「やや遅れている」と評価した施策は、参考の 5 に記載のとおり「商業・観光の再生」など合わせて 2 施策となっております。

11 ページ以降は、ただいま御説明しました政策・施策評価の一覧表となっております。こちらには、政策・施策ごとに今年度の評価原案を記載するとともに、右端の欄には施策ごとの目標指標の達成度について記載してございます。

また、16 ページ以降に記載しております震災復興計画分については、昨年 11 月から 12 月にかけて実施しております県民意識調査の結果についても記載してございます。

ちなみに昨年度の評価と今年度の評価で変更がございましたのが、「宮城の将来ビジョン」ですと、12 ページ政策 4 「アジアに開かれた広域経済圏の形成」が「やや遅れている」から「概ね順調」に変わっております。続いてその下、施策 8 「県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地推進」が「やや遅れている」から「概ね順調」上がっております。続いて施策 9 「自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成」、こちらも「やや遅れている」から「概ね順調」に上がっているところでございます。

続きまして 14 ページを御覧ください。政策 8 の下にぶら下がる施策 23 「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」が「やや遅れている」から「概ね順調」に変更しております。

震災復興計画については、16 ページを御覧ください。政策番号 2 の下にぶら

下がります、施策1「安心できる地域医療の確保」は「概ね順調」から「順調」に変更しております。17ページの政策7「防災機能・治安体制の回復」にぶら下がる施策1「防災機能の再構築」は「順調」から「概ね順調」に下がり、施策2「大津波等への備え」は「概ね順調」から「順調」に上がっております。

お手元の参考資料1及び参考資料2を御覧ください。

こちらは、宮城県地方創生総合戦略の評価に関する資料となっております。宮城県地方創生総合戦略は、将来ビジョン及び震災復興計画に包含されてございまして、政策評価・施策評価の中で一体的に評価されているところでございます。地方創生総合戦略の評価につきましては、4つの基本目標ごとに数値目標やKPIの達成度、総括的な評価を取りまとめてございます。

委員の皆様には、事前にお送りしております政策評価・施策評価基本票の評価内容を御審議いただき、その結果を通じてこの評価に反映させていくという形になりますので、地方創生総合戦略そのものについては改めて御審議いただくものではございません。

最後にお配りしています基本票について御説明いたします。

委員の皆様には各分科会で御審議いただく部分を事前にお配りしてございます。なお、各分科会の所属委員及び分担につきましては、後ほど部会長より御指名いただきますが資料3のとおりとなっております。

今後実際の審議を行っていただくに当たって、3人1組の3分科会形式でお願いしたいと考えてございます。お送りした基本票は分科会の審議に使用いたしますので、分科会の際には御持参いただきますようお願いいたします。

議事の(1)令和元年度の政策評価・施策評価についての説明は以上でございます。

佐藤部会長 御説明ありがとうございました。

かなり早歩きでポイントを御説明いただきましたが、何か委員の皆様からご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

将来ビジョンの方も震災復興の方も特に政策の評価で「順調」というのがないのは、やはり施策評価の方でまず「順調」というのがないから、その上位の政策のほうが「順調」になり得ないと、そういうことですか。

寺嶋企画・評価専門監 「順調」という評価は施策レベルではビジョンで1つ、復興計画で1つありますが、施策レベルでも少ない状況です。

佐藤部会長 そこです、施策の方が増えていかないと政策のほうが「順調」にならない。

寺嶋企画・評価専門監 そうですね、政策の下の施策は1つだけではないので、幾つかぶら下がっていますので、全体的に施策が良くなると政策の方も上がりづらいかと思えます。

佐藤部会長 はい、わかりました。よろしいでしょうか、はい。

それでは、先に進ませてもらいたいです。

議事の(2)に入らせていただきます。

先ほども少しお話がありましたけれども、分科会の委員の指名についてとなり

ます。

行政評価委員会条例第6条第4項及び行政評価委員会運営規程第7条の規定によりますと、部会長が指名するというようになっております。

そこで、今年度の各分科会の所属委員及び担当政策・施策につきましては、先ほども少し紹介がありましたが資料3を御覧いただきたいと思いますが、こちらの内容で御担当をお願いしたいと考えているところです。第1分科会につきましては稲葉委員、館田委員、西川委員の3名、第2分科会は佐々木委員、梨本委員、實澤委員の3名、第3分科会は青木委員、内田委員と私佐藤の3名で考えてございます。あわせまして分科会ごとに二重丸がついていらっしゃる委員の方は、その分科会の分科会長をお願いしたいと思っております。こちらにつきましてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして今年度の分科会の具体的な進め方等につきまして、また事務局から御説明をお願いしたいと思います。

寺嶋企画・評価専門監

それでは、政策評価部会・分科会の進め方について、お手元の資料4から10で説明したいと思います。説明の都合上、資料の参照が前後することがございますけれども、あらかじめ御了承お願いいたします。

まずは、資料の4を御覧ください。今年度の政策評価・施策評価に係る全体のスケジュールについて御説明します。

黒丸にある項目が行政評価委員会、政策評価部会及び分科会の関係スケジュールになります。今年度の評価につきましては、2月下旬から庁内の各部局におきまして作業を進めており、先週5月14日に知事から行政評価委員会委員長へ諮問しているところでございます。本日が第1回政策評価部会の開催となっておりますが、並行しまして評価原案の公表と県民意見の聴取を始めているところでございます。なお、県民意見の聴取は5月21日本日から6月21日までの32日間としてございます。各分科会につきましては5月29日以降、各3回の開催を予定してございます。詳細については、後ほど御説明させていただきます。

各分科会での審議を経まして、7月、日付は書いていないのですが、7月9日に答申案をまとめます第2回の部会を開催したいと思います。その後、7月中にと書いてありますが、これは8月5日の予定になります。8月5日答申をお願いしたいと考えてございます。その上で8月には県の最終評価を決定しまして、9月議会への報告・公表をするほか、県議会への報告、公表という予定となっております。

このほか、政策評価・施策評価の関連では、11月から12月にかけて県民意識調査を実施することとしてございます。

次に、資料の5を御覧ください。

こちらは政策評価部会分科会の進め方についての資料となっております。

まず、1の政策評価部会各分科会の審議・判定の範囲についてですが、1つ目の点でございますように、委員の皆様には将来ビジョン、震災復興計画及びその実施計画の体系に基づきます21政策、56施策の審議・判定をお願いいたします。

2つ目の点ですが、判定の対象は政策・施策の成果に係る県の評価原案の妥当性についてとなっております。

3つ目の点ですが、政策・施策を推進する上での課題と対応方針については、



県の評価原案に対しまして、委員の皆様からの御意見をいただくこととしてございます。

続いて、2の分科会の進め方についてです。分科会の進め方については、平成29年度より書面審議を導入し、審議の効率化を図っているところでございます。昨年度の実施状況ですが、論点整理の段階で事前に提出いただいた質疑事項に対する県からの回答をもとに、書面審議とする政策・施策を選定していただき、全体では政策については21政策中10政策、政策の48%、施策につきましても56施策中18施策、施策の32%を書面決議といたしてございます。今年度につきましても書面審議を引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

それでは、改めまして今年度の分科会の進め方について御説明いたします。

まず、黒四角の1つ目でございますとおり、委員の皆様からの各政策・施策に関する質疑事項の事前提出及び県からの回答の事前準備を可能な限り行うこととしております。委員の皆様にはお忙しいところ誠に恐縮でございますけれども、御負担をかけて申しわけございませんけれども、指定された日時までの質疑事項の提出について御協力よろしくお願いいたします。

黒四角2つ目ですが、論点整理において書面審議とする政策・施策と、対面審議とします政策・施策のそれぞれを選定していただきます。なお、政策・施策については、一方の選択状況にかかわらず、書面審議とするか対面審議とするかを選択していただくこととなります。

書面審議につきましては、当日の審議対象の半数くらいを目安にしたいと考えております。また、書面審議とする政策・施策の選定基準につきましては、そこにイロハニと書いておりますけれども、そちらのとおりとなっております。

黒四角3つ目ですが、対面審議とされた政策・施策については、判定を行うために必要な質疑事項を厳選していただきますようよろしくお願いいたします。

黒四角4つ目ですが、対面審議に係る質疑応答時間については、記載のとおり1政策につきまして10分、1施策につきまして15分が目安となりますので、御協力お願いいたします。

下から2つ目の黒四角の※印を御覧ください。政策及び施策に係る対面審議に当たり、出席します担当課室になります。

最後に一番下の黒四角ですが、全ての政策・施策について、評価原案に対しまして委員皆様の意見の集約を行い、判定及び判定理由等の決定を行っていただきます。

次に、資料の6を御覧ください。

分科会当日の具体的な流れについて説明いたします。

委員の皆様には、初めに論点整理におきまして書面審議あるいは対面審議の選定を行っていただきます。繰り返しになりますけれども、このとき構成する施策が対面審議とされた場合であっても、政策自体が書面審議でよるしい場合は政策について対面審議は行いません。続いて、対面審議とされた政策・施策について質疑事項の厳選を行っていきます。

次に、書面審議とされた政策・施策について、判定及び判定理由等を決定していただきます。

次に、第2回目以降の分科会の場合については、前回審議した案件につきまして事務局が調製しました審議結果報告書の内容の確認をしていただくことにな

ります。

事務局から当日の進行等の確認を行った後、対面審議に入ります。対面審議とされた施策については質疑応答していただき、所要時間 15 分となります。複数の施策がある場合は同様に質疑応答を繰り返していきます。施策評価の質疑応答終了後、政策が選定されている場合は、政策評価の審議を行います。施策の場合と同様、質疑応答を行い、おおむね 10 分程度を目安にお願いしたいと思います。対面審議とした政策・施策について対面審議を終了し、県の関係職員が退席した後、判定及び判定理由の決定を行っていただきます。

なお、目標指標の担当課室、事業担当課室については、例年同様、施策についての審議時のみ出席し、政策の審議のときには出席いたしません。目標指標や事業に関する御質問につきましては、施策評価の審議の時にお願いしたいと思います。

次に、資料 7 を御覧ください。

こちらは、政策評価部会・分科会における諮問から答申までの流れを記載してございます。先ほど資料 4 で大まかなスケジュールについて説明させていただきましたので、特に留意いただきたいポイントをピックアップしながら説明いたします。

第 1 回部会開催の枠内の下から 2 行目にございますとおり、委員の皆様には大変恐縮でございますが、別途御連絡している提出日の午後 5 時までに「要質疑事項」、別紙 2-1 になっていきますけれども、これを提出していただきますようよろしくお願い申し上げます。誠に短い時間で恐縮でございますが、各課で回答をつくって必要な決裁を得るまでの時間が短いということが各課の方から言われておまして、誠にこちらも心苦しいところでございますけれども、御協力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

要質疑事項の様式ですが、別紙 2-1 になりますけれども、この様式は委員の皆様が担当される政策・施策について疑問点等を記載していただき、それを事務局で取りまとめ、論点整理において書面審議、対面審議の選定や質疑事項の厳選の際に活用していただく予定となっております。

この表中の対面審議の欄には、対面審議を希望する政策または施策について、丸印を記入していただきたいと思ひます。また、要質疑事項の欄には、質疑事項のうち対面による回答を希望するものに丸をつけていただきたいと思ひます。次の別紙 2-2 に具体的な記載例がございますけれども、例えば政策 6 を対面審議していただきたい場合、丸をつけまして、そのうち質問事項の聞きたいところにさらに丸をつけていただくというふうな形になります。

なお、各委員の皆様にお使ひいただく要質疑事項の様式は、御担当される政策・施策ごとに会議資料とは別にメールでお送りさせていただいておりますので、後ほど御確認ください。

次のページ、別紙 3 を御覧ください。

こちらは、要質疑事項に対する担当課からの回答用紙になっています。右側の大きいところに各委員からの質問事項、それに対する各課からの答えというふうな形で一覧表としてお示しいたします。

次に資料の 7 を御覧ください。

③の分科会の開催についてです。資料中、中ほど③-1 論点整理においては、

分科会における対面審議前の論点整理をお願いします。当日は委員の皆様から事前に御提出いただいた要質疑事項をまとめたものを配付いたします。書面審議とする政策・施策の選定や、対面審議の場合は判定に必要となる論点や質問等を分科会会長の進行でまとめていただくようお願いいたします。

書面審議の選定に当たりましては、当日の審議対象となる政策・施策の半分程度となるようによろしくお願いいたします。

次に③-2対面審議ですが、質問等はそれぞれの分科会の事前の論点整理等を踏まえて行っていただくようお願いいたします。

最後に、③-3判定及び判定理由等の決定ですが、分科会での書面審議または対面審議の結果を踏まえまして、答申意見につながる判定理由を集約し決定した上で、分科会ごとに別紙4-1、4-2の審議結果報告書を作成することになります。審議結果報告書の記載内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

なお、今年度より分科会出席者につきまして一部見直しを図りたいと考えてございます。資料7の後ろに別紙1がございますので、別紙1の政策評価・施策評価の分科会出席者の資料を御覧ください。

1の(1)の「現状」についてですが、政策評価・施策評価の分科会審議につきましては、政策評価につきましては政策評価シート作成課室に加えて政策を構成する各施策評価シートの作成担当課室が、施策評価につきましては施策評価シート作成課室に加えまして、政策評価シート作成課室及び目標指標及び事業担当課室担当班長が出席してございます。この他に各部局の主管課評価担当者も出席してございます。

対面審議となった施策評価の審議については、関係する全ての事業担当課の担当班長が今まで出席してございますけれども、実際に審議にかかわる職員は一部にとどまっているところでございます。この点から庁内より分科会運営の効率化を求められているところでございます。

また、29年度の政策評価部会におきましても、委員より「対面審議の際に関係課の職員が全員いても効率的ではない」「事業の成果に関する質問はできるだけ事前の書面審議で済ませたほうがよい」とする御意見をいただいているところでございます。当課といたしましては、出席者を厳選することによって分科会運営の効率化を図り、業務の生産性向上につなげていきたいと考えてございます。

(2)の見直しのポイントとしましては、対面審議に出席する事業担当課室担当班長につきましては、原則として事前の質疑事項に関連した事業担当課室のみとしまして、その他の事業担当課室の担当班長につきましては、庁内待機とすることとして出席者を厳選し、分科会運営の効率化を図ろうとするものでございます。

ただし、論点整理の過程で委員より求めがあった場合は、事務局より連絡をしまして、それ以外の事業、当初想定されている事業担当課室の班長にも出席を要請したいと考えてございます。

2の分科会における具体的な手続については御参照願います。

なお、3にありますとおり、事務局としましては、この見直し後におきましても引き続き評価精度の維持・向上が図れるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

実施時期につきましては、4にございますとおり令和元年度からの評価、即ち今回の評価から実施を予定してございます。

引き続きまして、今度は資料の8を御覧ください。

去年も皆様、やってございますので、よく中身は御理解しているとは思いますが、一応説明させていただきます。

この様式は政策・施策の成果及び政策・施策を推進する上での課題と対応方針について、県の評価原案の妥当性を判断していただく際の審議のポイントとして記載したものでございます。表面が政策評価、裏面が施策評価となっております。裏面の施策評価の様式で説明させていただきます。

「施策の成果」の欄を御覧いただきたいのですが、委員の皆様には県が行う「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階の評価原案につきまして、目標指標等の達成状況、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、その評価が妥当かどうかを御判断いただくことになります。

判定につきましては、「適切」「概ね適切」「要検討」の3段階で行い、あわせて判定理由も決定していただきます。「適切」とは、県の評価原案について、評価の理由が十分であり評価は妥当であると判断されるものを指します。「概ね適切」とは、県の評価原案について、評価理由に一部不十分な点が見られるものの評価は妥当であると判断されるものを指します。「要検討」とは、評価の理由が不十分で評価の妥当性を認めることができないため、評価内容を検討する必要があると判断されるものを指します。

下の方に参考として判定の流れをフロー図で示してございます。

委員の皆様にはまず県が行った評価が妥当か、あるいは妥当性を認めることができないかを御判断いただきます。評価が妥当である場合に評価理由の記載内容をご確認いただき、その内容が十分であると考えられる場合には「適切」とし、例えば評価理由の記載内容が足りないとか、あるいは明確でないとか一部不十分であると考えられる場合には「概ね適切」とします。なお、「概ね適切」と御判断の際は、検討を要する箇所を明示していただくことになります。

一方、評価理由が不十分で、評価の妥当性を認めることができない場合には「要検討」と判定していただいた上で、検討を要する箇所を明示していただくことになります。

なお、この点、一部県議会議員の方から記載内容が不十分で、部会でどういう議論があったのかわからないという意見が出されています。記載内容については可能な限り具体的な記載となるようにしたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

審議の参考にしていただくために資料の9といたしまして、平成30年県民意識調査結果報告書概要版をお配りいたしております。なお、こちらの調査では、宮城県震災復興計画の体系に基づく調査を実施してございますので、宮城の将来ビジョンの体系では、震災復興計画の体系における類似する施策の調査結果等から、傾向や推移について整理分析をしてございます。

次に、もう一つの評価項目である「施策を推進する上での課題と対応方針」の欄について説明します。資料の方は資料8です。

こちらは、施策の成果等から見て、設定されている課題と対応方針の内容が妥当かどうかという観点で御判断をしていただきます。宮城県の原案に対し何らか

の意見がある場合には、具体的にその内容を決定していただきます。こちらについても、できる限り具体的な記載となるようにしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

このような作業のもと、まとめていただくものが審議結果報告書ということになります。資料の7の方に戻っていただきまして、別紙4-1です。別紙4-1が政策評価、別紙4-2が施策評価の様式になってございます。例えば、別紙4-1を御覧いただきたいのですが、上側の「県の評価「政策の成果」に対する判定」欄については、県の自己評価について「適切」「概ね適切」「要検討」の3段階のいずれかで判定をしていただきます。なお、判定結果を示す一番目の「適切」についての判定理由については、定型文で記載のとおりとなっております。「概ね適切」「要検討」の場合は、記載例のと通りの定型文の後に判定の理由を具体的に明示していただき、どの部分について説明が足りないかなどを個別に記載していただきます。

なお、「適切」の場合は、今までこの2行の定型文しか書いてはいなかったのですが、具体的な記載を求められてございますので、委員の皆様のご意見、必要に応じてこの部分にも加筆するようなやり方で進めたいと思います。具体的には実際にやりながら意見を載せるか載せないか、載せるとしたらどういうのがいいかというものもその場で検討してやっていきたいと思っております。

下側の「県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見」の欄については、県が示す原案に意見がある場合に、その内容を具体的に記入していただきます。

施策についての別紙4-2も考え方は同じとなります。

最後に資料の10を御覧ください。

分科会の進め方については、これまでに御説明したとおりこちらの資料がそれぞれの分科会の日程表となっております。分科会の開催は5月29日の第3分科会に始まり、6月13日の午後の第1分科会をもって終了する予定となっております。委員の皆様にお集まりいただく時間及び判定終了の予定時間等については、記載のとおりとなっておりますが、実際の終了時間につきましては、対面審議を要する項目の抽出状況によって変わってございます。ここでは審議をいただく政策・施策の半数程度が対面審議となった場合に想定される終了時間を記載してございます。

開催場所は、記載のとおり本日お集まりいただいておりますこの9階第1会議室となっております。限られた期間で相当のボリュームを御審議いただくことになり、委員の皆様には多大な御負担をおかけすることになりますが、円滑で実りある審議のためにも質疑事項の御提出につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、長くなりましたが議事(2)の政策評価部会・分科会の進め方等についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

佐藤部会長      ありがとうございました。

基本的な流れとしては例年どおりですけれども、途中でお話にもありました対面審議のときの出席者が、担当している課室の方だけに来ていただくということですね。

寺嶋企画・評価専門監 質疑事項に関連している事業担当課の班長に出席をお願いしたいと考えています。今までは施策ですと、関係する全部の事業担当課から来ていて効率がよくなかったのですが、質疑に関連する人と、それ以外でも特にここだけ聞きたいというのであればその方も呼んで行うという方法。あと、もし議論の途中で必要であれば、庁内待機でいつでも呼べるという形で対応したいと思います。

佐藤部会長 論点整理の中で、必要で追加されたような場合は、庁内待機いただいているので御出席いただくようになると。その場合はということですね。

寺嶋企画・評価専門監 はい、そうです。  
なお、判定理由ですとか課題と対応方針についての意見の記載については、具体的にどこまで書くかというのはやはり状況判断になりますので、分科会で皆さんと進めながら、検討しながらまとめていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

佐藤部会長 いかがでしょうか。参考までに資料4の御説明でありました、本日からの評価原案の公表方法ってどういう形になるのですか。

寺嶋企画・評価専門監 基本的には県のホームページ、それから県庁及び各合同庁舎の県政情報センターと県政情報コーナー、議会の図書室を予定しておりますし、あと新聞広告やラジオにのせます。加えて今年度特に去年と違って新しく実施することとして、県民ロビーコンサートというものが月に1回あるのですが、結構評判がよくてたくさんの方が集まっていたのですが、明日開催されますので、そこで案内を配らせてもらうということ。それから県庁18階に「レストランぴあ」があるのですが、そちらにも置かせてもらうことにしています。それからホテル白萩にも協力していただきまして、そちらにも案内を置かせてもらうことになっております。

稲葉委員 別紙4-1のところに戻るのですが、判定が適切な場合でも何かもうちょっと具体的にということですが、その背景とか何かわかりましたら。

寺嶋企画・評価専門監 評価結果は冊子を作成して配っているんですけども、昔は原案、委員会意見、最終というふうに3つ並べていたのですが、それを省略するということが最終形と委員会意見のみ載せるようにしました。そうするとどういう議論があったのか分からないという話が議員からありました。ですので、その御意見につきまして、また原案を並べてというのはさすがに分厚くなりますし、せっかく効率的に薄くしたということもございますので、委員会の意見と県の対応方針の欄がございますから、そこをもう少し厚く書いてこうという議論がありました。それを読んだだけで議論の内容がわかるような形にしたいと思うんです。

また、県の回答の部分でも、今までは「委員会の意見を踏まえて書き直す」ということしか書いてなかったりして、じゃあ結局どこを直したとかわからないという状況もございましたので、例えば県の回答であれば、委員のこういう意見を

受けて例えばこう考えたのでここをこう修正しましたみたいにかければ、どこを修正したのかわかります。加えて結構問題になったのは、施策を修正して、施策を直したので政策をそれにあわせて直しなさいと1行で書いていたのですが、それではわかりづらいという意見もございました。確かに初めて見た人はわかりづらいと思うんです。そこで、政策の部分であればこの施策でこういう意見、この施策でこういう意見があったので、それを取りまとめる政策の段階でも検討しなさいという形で、もっとわかりやすく書くこととしました。

さらに、判定が適切の場合は決まった文言しか書いていないんですけども、実際に議論していくと「ここを評価できるね」とか、あるいは「ここをもうちょっと頑張ってもらいたいね」という意見が出ています。ですから、必要に応じて例えばメールを送る意味で「ここを評価しました」とか、あと頑張れという意味で「ここをもうちょっと努力したほうがいい」とか、そういうのも評価の理由につければ、読んだ人はこういう議論があったんだなというのがわかりやすくなるかなと思って、さっき言ったような形で具体的な記載を検討してほしいところです。

稲葉委員 ありがとうございます。

佐藤部会長 よろしいでしょうか。書いていないことは議論していないわけではないという。いろいろな意見が出ているけれども、全部書ききっていないということ。

寺嶋企画・評価専門監 ええ、そうですね、記載欄も小さいものですから、ポイントを書くことになると思います。

佐藤部会長 そうですね、もう少しわかりやすく情報を入れ込んでいくということですよ、議論の過程を。

寺嶋企画・評価専門監 そうですね。

佐藤部会長 他にいかがでしょうか。

一応先ほど私もお話しさせていただいた、その事業に関係する担当課室の方だけに対面で来ていただくということにつきましてはよろしいでしょうか。何か。どうぞ。

寶澤委員 そのように決まったのであればやってみるしかないのかなと。質問すると担当課じゃないところの人が出てきて話すようなことが結構今までもあったので、そのところでどのくらいタイムラグが出てくるのか。そこはちょっとやってみて、今年は試行的にやってみようということだと思いますので、余り呼んでから来るまでの待機時間が長くなるようだったら途中からでも検討いただければと思います。

寺嶋企画・評価専門監 そうですね、はい。運用状況を見て、場合によっては戻すということもあるかもしれません。

佐藤部会長　　そうですね、はい。

書面審議と対面審議の2本立てでいくというのは、昨年度の皆様の御意見も伺って継続していくということで、今年度もそのようにさせていただくということですが。

そのほか何か。どうぞ。

佐々木委員　　先ほどの出席者の見直しのところなんですけれども、実は私これを見たときに別な期待をしまして。昨年の分科会があった際に専門監にはお話ししたのですが、担当の方が中身をよく把握しておられないなという場面がありました。こちらが質問した意図したことの回答が、全く私の感覚としては、全くと言っては言い過ぎですね、ほとんど得られないという場面がありましたので、その質問に対する担当課だけが出てくるというところは、先ほど寶澤先生がおっしゃったとおりですけれども、出ていらっしゃる方、その職名で出てくるのでしょうかけれども、正直こちらのやる気がすっかり削がれた場面がありましたので、そこだけ重々、お願い申し上げたいと思います。

寺嶋企画・評価専門監　　去年のその件につきましては、担当室長のほうにもきつく伝えました。非常に去年は申し訳なかったところで、反省しているところでございます。

佐藤部会長　　必ず課の班長でないといけないということもないような気もしますが。

寺嶋企画・評価専門監　　そうですね、やはり課長は忙しいので。細部の数値的な部分になると、一番詳しいのはやはり班長です。ただ、答え方が悪い意味でいうと上手ではない人もいるのは確かに事実ではございます。政策・施策レベルは基本的には課長に出してもらっているのですが、事業や指標だと一番知っている班長クラスの方がいいのではないかと考えています。

稲葉委員　　すみません、ここで何うことではないのかもしれないのですけれども、例年政策と施策とあと事業があって、事業と施策が結びつかないのではないかとか、全体の見直しをしないと何か、政策と施策を見てもその下の事業が結びついてないと評価がそのまま反映されないのではないかとか、そういうことを私もお世話になってからずっと言っているような気がするのですけれども、事業と政策・施策との流れというのは見直しをするものなのですか、しないものなのですか。

寺嶋企画・評価専門監　　政策・施策レベルまでですと、既に将来ビジョンや震災復興計画で定まっています、それぞれの事業レベルになってくると毎年実施計画を作っており、毎年見直しをしています。ただ、タイムラグがございまして、例えば今年だと30年を31年度に評価して、それが32年度の事業で反映するので、タイムラグがございまして。

それから、政策・施策につきましては、総合計画を今年度と来年度で見直しすることになっておりますので、政策・施策の枠につきましてはその総合計画の見直しの中で見ることになります。震災復興計画も今回終わって、新しい総合計画の中に吸収されるような形になるので、体系も多分がらっと変わってくる



ということになります。政策・施策を見直しますし、事業につきましてはその下の実施計画、アクションプランになりますけれども、その中で見ていくことになっていくと思います。

齟齬があるとかうまく反映できていないという意見であれば、意見として言うていただければ、それは委員の意見として載せます。その上で事業というのは予算の絡みとかもあり、担当課だけでは決められるものでもございませんので、だからそういう意味で正確にきちんといかない部分もあるし、例えばこれが必要だと言いつつ予算がつかなかったのが事業化できないという部分もやはりあると思いますので、そこら辺は難しいところだと考えております。

稲葉委員 目標とかもそうすると同じ枠で見直しということになるのですか。

寺嶋企画・評価専門監 そうです。指標についても新しい計画ができれば見直すことになりますけれども、ただ現実問題としては指標については今のように実施計画をつくってその中で見ることにはなると思います。総合計画自体が大きく新しい計画になりますので、指標も見直されることになると思います。

佐藤部会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。  
全体を通してでも結構です。何かございましたらお願いします。  
もしよろしければ、それではここ1カ月くらいですかね、宿題の連続でハードスケジュールに委員の皆様には御対応をいただくことになりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。  
これで議事のほうを終了させていただきたいと思います。  
途中のお話にもありましたように、次回のこの部会は7月9日でよろしいですね。予定しておりますので、ご予約いただければと思います。  
では、事務局のほうにお返ししたいと思います。

司会 長時間の御審議お疲れさまでございました。  
それでは、以上をもちまして令和元年度第1回政策評価部会を終了いたします。  
本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 梨本 雄太郎 印

議事録署名人 西川 正純 印